

令和2年度第7回政策討論会第三分科会要点記録
テーマ「公契約のあり方について」

○令和3年1月21日（木）10:00～10:50

●出席者：宇野（副座長・記）、井舎、桑原、岩崎、鳥居、岸田、今口

欠席者：稲田（座長）

●目的：本市の公契約の問題点を抽出し、対応策を検討し、分科会としての結論をまとめる。

- ・ 公契約について、契約検査課と各課との役割分担がわからない。
- ・ 市役所の契約については、広報広聴課が情報公開を求められるので、各課に調査票を配り、契約の内容と数字を集約している。
→ 1244件の契約、市役所物品購入等
- ・ 意見を言うのは、契約検査課ではなく監査委員ではないかと思う。
- ・ 契約に関する書式は担当課で作成しており、統一されていない、また、契約に関してあまり契約検査課に問い合わせはなく、担当課まかせとなっている。
- ・ 複数年の契約の場合、特に小さな契約の場合、途中の履行が不十分な場合の管理などが不透明だと感じる。履行状況についての点検・指導が必要ではないか。
- ・ 公契約についての問題点は、指定管理、プロポーザル、そして公契約全体と、様々な分野に多く存在するように思う。
- ・ プロポーザル契約で問題が起きた時に、誰が判断するのか明確に書かれていない。また、各指定管理によって点数があいまいであり、基準や、標準仕様のようなのが必要ではないか。
- ・ 他市の先進事例では、最低賃金の権利を保障するということが条例の主眼であり、地方公共団体が明文化する必要があると考える。大阪府の最低賃金は守りなさいという条文は必要であり、条例が原因で発注額が高くなるという懸念は、管理費を下げるべきである。
- ・ 現場で契約条件が違う。担当課での条件設定はやめるべきで、契約検査課が標準的なものを作るべきである。

- 根拠法がないため公契約条例ではなく、市としては内規などを契約検査課が定めるべきである。
- 統一的な基準が必要という認識であり、最低賃金は都道府県で決定しているものなので、地方公共団体としては守るべきである。
- 公契約条例がないところは、孫請け・曾孫請けをするかどうかを明確にする必要が無く、ワーキングプアにつながる。
- 岸和田市では、以前、指定管理事業者が、労働基準監督署より指摘を受けたこともあった。
- 公契約法がない中での条例制定の必要はなく、市の内規、方針で対応すべき。
- 最低賃金を守る為だけの条例化というものはありえないし、公契約条例を作るには、議論が足らないと考える。

※次回の開催は、令和３年２月１２日（金）１０時から。

分科会として、提言の作成を行う。